

第 1 2 次 山 口 県 交 通 安 全 計 画 の 概 要

第 1 章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国の基本計画の改定や本県の交通事故等の状況を踏まえて策定

2 計画の位置付け

交通安全対策基本法第 2 5 条に基づく計画
「やまぐち未来維新プラン」の施策別計画

3 計画の期間

令和 8 年度～ 1 2 年度（ 5 年間）

第 2 章 計画策定の基本的考え方

1 基本目標

「交通安全県やまぐち」を実現するため、人命尊重の考え方に立って、交通事故のない社会を目指す

2 推進上留意すべき事項

- 交通社会の三要素（人、交通機関、交通環境）の考慮
- これからの 5 年間（計画期間）において特に注視すべき事項
新 増加する外国人運転者等への対応
- 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- 地域ぐるみの交通安全対策の推進

3 施策の方向

- 交通安全思想の普及徹底
- 通学路等における交通安全対策の推進
- 高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進
- 救助・救急活動、被害者等支援の充実
- 運輸安全マネジメント制度の充実・強化

第 3 章 現状と課題

1 現状

○ 道路交通

死者数、人身事故発生件数は減少傾向

○ 鉄道交通

鉄道運転事故は長期的には減少傾向

2 課題

○ 道路交通

- 高齢者の安全確保
- こどもの安全確保
- 生活道路の安全確保

○ 鉄道交通

- 重大な列車事故の未然防止
- 踏切道における歩行者対策等による事故の防止

第 4 章 計画の内容

第 1 道路交通の安全

道路交通事故が県民にとって「最も身近な危険」であることを認識し、人命尊重の考え方にに基づき、相互理解と思いやりをもって行動する交通社会の形成を図る。

1 交通安全思想の普及徹底

- 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 効果的な交通安全教育の推進
- 普及啓発活動の推進
新 自転車の安全対策の強化、妨害運転（あおり運転）の防止、「ながらスマホ」対策の強化、高速道路の逆走防止 等
- 民間団体等の主体的活動の推進
- 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

2 道路交通環境の整備

- 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- 高規格幹線道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
- 幹線道路における交通安全対策の推進
- 交通安全施設等の整備事業の推進
- 高齢者等の移動手段の確保・充実
- 歩行空間のユニバーサルデザイン化の推進
- 無電柱化の推進
- 効果的な交通規制の推進
- 自転車利用環境の総合的整備
- I T S（高度道路交通システム）の活用
- 交通需要マネジメントの推進
- 災害に備えた道路交通環境の整備
- 総合的な駐車対策の推進
- 道路交通情報の充実
- 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

3 安全運転の確保

- 運転者教育等の充実
新 運転技能検査の適切な実施、外国人運転者対策の強化
- 運転免許制度の改善
新 運転免許証とマイナンバーカードの一体化 等
- 新** 自動運転等の安全の確保と支援
新 自動運行許可の適正運用と遠隔車両の安全確保支援推進等
- 安全運転管理の推進
- 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
新 悪質な法令違反の根絶、少子超高齢社会での対策 等
- 交通労働災害の防止等
- 道路交通に関連する情報の充実

4 道路交通秩序の維持

- 交通指導取締りの強化等
新 自転車の交通反則通告制度、小型モビリティの取締り強化 等
- 交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進
- 暴走族等対策の推進

5 車両の安全性の確保

- 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
- 自動運転車の安全対策・活用の推進
- 自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進
- 自動車の検査及び点検整備の充実
- リコール制度の充実・強化
- 自転車の安全性の確保

6 救助・救急活動の充実

- 救助・救急体制の整備
- 救急医療体制の整備
- 救急関係機関の協力関係の確保等

7 被害者等支援の充実と推進

- 自動車損害賠償保障制度の充実等
- 損害賠償請求に関する援助活動の推進
- 交通事故被害者等支援の充実強化
新 多機関ワンストップサービス体制による支援の充実

8 研究開発の充実

- 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進
- 車両の安全に関する研究の推進
- 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実
- 安全な自動運転を実用化するための制度の在り方に関する調査研究
- 新** 交通反則金の納付方法の多様化
新 クレジットカード納付等の導入動向を踏まえて適切に措置

第 2 鉄道交通の安全

重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進する。

- 鉄道交通環境の整備
- 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 鉄道の安全な運行の確保
- 鉄道車両の安全性の確保
- 救助・救急活動の充実
- 被害者等支援の推進
- 鉄道事故等の原因究明と事故等防止

第 3 踏切道における交通の安全

総合的な踏切事故防止対策を推進する。

- 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進
- 踏切道の統廃合の促進
- 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置

第 4 目標指標

- 道路交通
令和 1 2 年までに交通事故死者数を 3 0 人以下とする。
令和 1 2 年までに交通事故重傷者数を 3 5 0 人以下とする。
- 鉄道交通
列車の運転による乗客の死者数ゼロを目指す。
鉄道運転事故全体の死者数 2 人以下を目指す。
- 踏切道交通
踏切事故件数 2 件以下を目指す。
踏切事故による死者数ゼロを目指す。

第 5 章 計画の推進

- 実施計画の策定
- 効果的・効率的な対策の推進
- 参加・協働型の交通安全活動の推進